

仙台国際空港株式会社からのお知らせ

空港周辺での高さ制限について

空港周辺は航空の安全を確保するため、一定の空域において障害物がない状態にしておく必要があります。航空法により、空港周辺では一定の高さを超える物件等を設置できない制限表面（下図参照）が設定されており、制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置、留置又は植栽することが禁止されています。 ※一部例外あり

対象区域内で物件等の設置や工事でクレーンなど高さのある機材を使用する場合は、あらかじめ仙台国際空港株式会社への照会が必要です。また、無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を飛行させる場合も同様に事前の調整が必要となります。

なお、仙台国際空港ホームページには当該場所の高さ制限を照会できる「高さ制限回答システム」がございますので、こちらも併せてご活用下さい。

航空の安全を保つため、皆様のご理解とご協力を宜しくお願い致します。

物件等とは？

建物、看板、電信柱、電線、アンテナ、樹木、クレーン、アドバルーン、花火など



※赤及びグレーの部分が航空法による制限エリア

【お問い合わせ】

仙台国際空港株式会社 空港運用部 飛行場運用グループ

TEL : 022-382-4057 / FAX : 022-382-4068

E-mail : inf_unyou@sendai-airport.jp / HP : <https://www.sendai-airport.co.jp/>